

# 連系線利用ルールに関する意見

平成28年10月17日  
関西電力株式会社

検討会からの依頼を受け、連系線利用ルールへの間接オークション導入にあたっての課題について、ご説明。

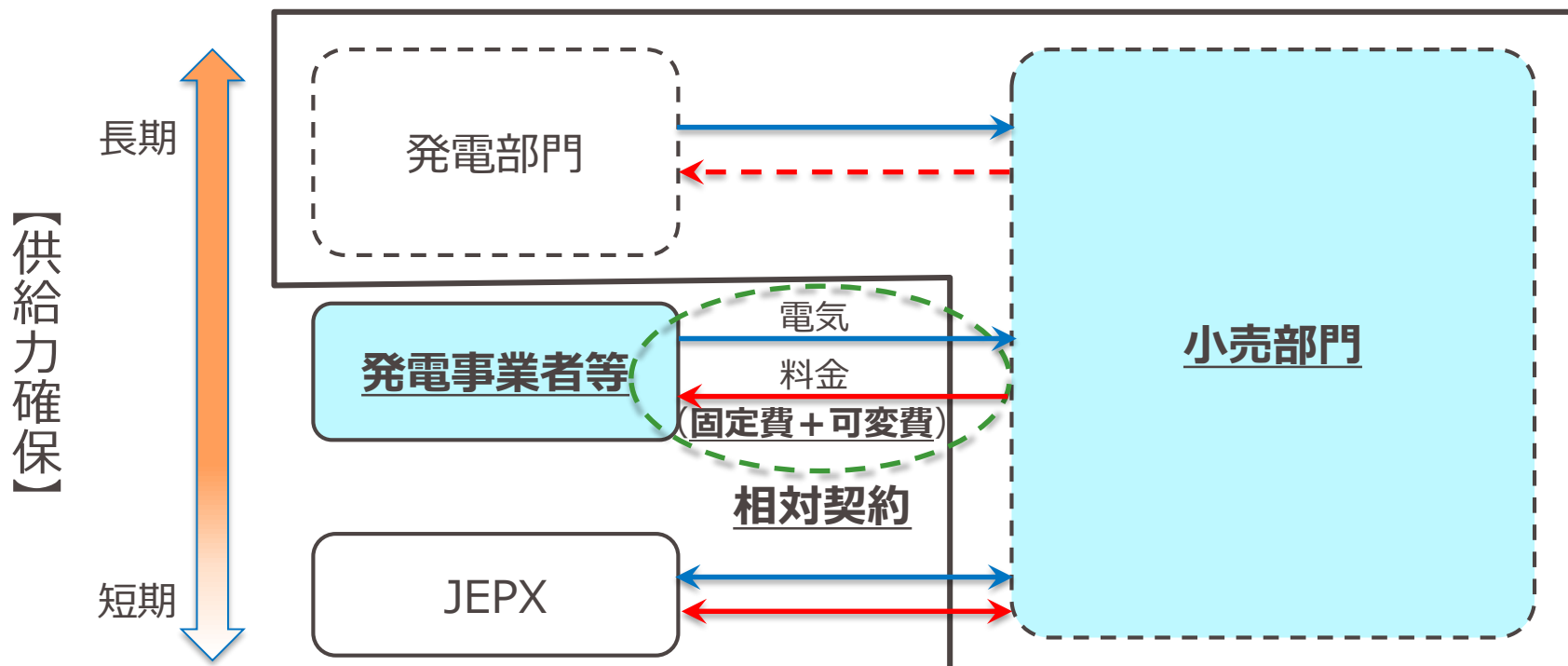
## I 小売電気事業者（電源調達側）に関する事項

1. 契約／システム見直しに必要な準備期間とその理由
2. 経過措置が必要な理由と必要とする期間
3. その他（連系線利用ルール見直しに関する意見）

## II 一般送配電事業者に関する事項

4. その他（連系線利用ルール見直しに関する意見）

# I 小売電気事業者（電源調達側）に関する事項

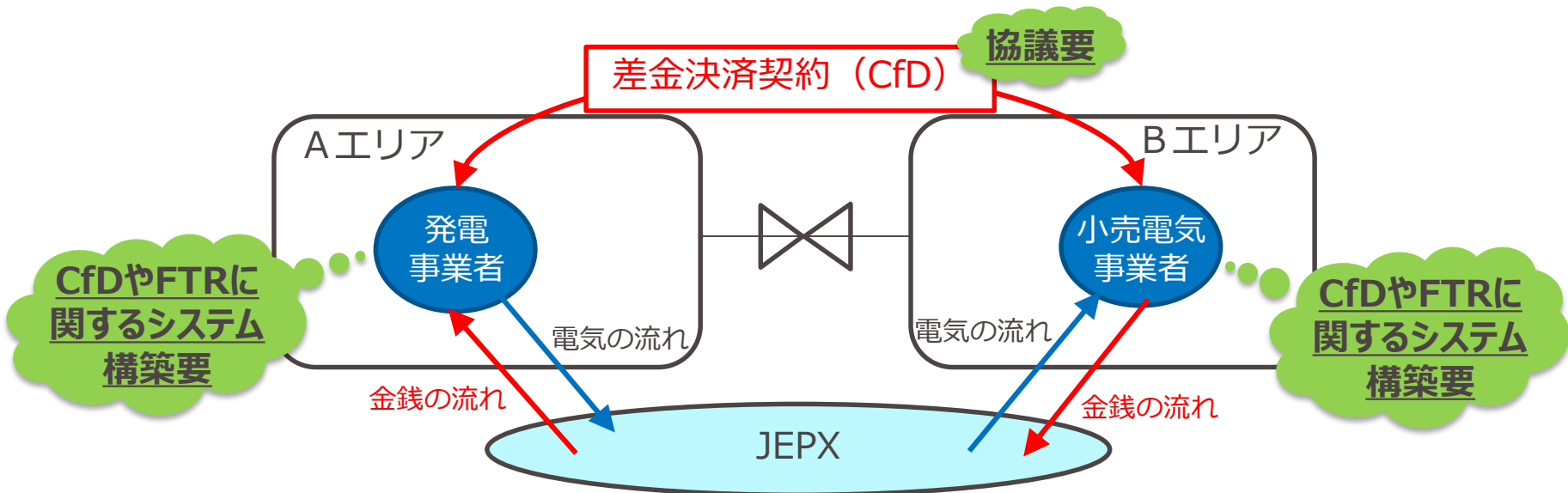


- これまで、低廉な電気を安定的かつ持続的に供給するために、自社開発電源に加え、他の発電事業者等からの調達（相対契約）も含め、**S+3Eの観点でバランスの取れた供給力を長期的に確保**してきた。

<相対契約に求める機能>

kW価値、経済性（価格の固定化）、環境性（CO2など電気以外の価値）

# 1. 契約／システム見直しに必要な準備期間とその理由



## <システムの見直し>

- 差金決済や金融的送電権（以下、FTRという）の制度設計により必要なシステムが変わるが、当社側のシステム開発対象をFTRの取引アクセスおよび差金の精算と仮定した場合、FTR発行主体のシステムの方が開発規模が大きいと想定されるため、その導入期間内で準備可能と考える。

## <既存契約の見直し>

- 間接オークションへの移行に伴う既存契約見直しについては、上記システム開発期間内で協議は可能と考えている。

- 間接オークションへの移行に伴い、発電事業者および小売事業者として **FTRの調達リスク（コスト）を新たに負担する必要**が生じるため、既存相対契約の前提となっている連系線利用に対しては、**一定期間の経過措置（FTRの無償付与等）を設けていただきたい。**
- 経過措置期間については、FTRの制度設計（取引主体、商品の種類、発行量等）や連系線の混雑度合いによって、既存の相対契約に与える影響が異なるが、一律の期間を設定する場合には、例えば**連系線利用計画において既に利用登録されている期間（最長H38.3末まで）**が一つの目安となると考える。

### ① 特定電源への紐付け見直しに伴う発電事業者の利益の取扱い

- ・ 相対契約における特定電源への紐付け見直しについては、小売電気事業者としても必要性を認識しており、今後、相対契約見直し協議においてしっかり取り組む所存。
- ・ 電力システム改革の趣旨を踏まえると、紐付け見直しにより発電事業者に生じる利益については、小売電気事業者、ひいては電気のお客さまにも配分されることが重要であり、前回の検討会における事務局考察で示されたような利益配分の協議が円滑に進むよう、当該利益の配分の考え方を整理いただきたい。

<第2回検討会 資料5 P10から抜粋>

(1) ~ 略 ~

(2) しかしながら、以上の考察の結果、発電事業者は、間接オークションの下でも、P 4に示すような差金決済契約を小売事業者との間で結ぶことができれば、あらゆる場合において、P 2の相対契約で得られる以上の利益を獲得できることが確認できた。

(3) ~ 略 ~

(4) なお、現行ルールにおいてもスポット取引が可能であることを踏まえれば、発電事業者は、現行でも、差金決済契約を結ぶことにより、より大きな収益機会を得ることができる。

(5) また、この考察は、発電事業者の利益に着目して実施したものであり、小売事業者が得られる便益と支払う費用は、全てのケースにおいて等しい。

しかしながら、例えば、ケース2（P 8）のように、市場価格は高騰したり下落したりするとはいえ、発電事業者が多くの収入を得る状況が続けば、小売事業者も契約内容を見直す動きが生じると考えられる。

具体的には、10円の基準価格を9.5円に見直す等により、発電事業者の利益の一部が小売事業者につけ替わることとなり、両者にWin-Winの状況が実現すると考えられる。

### ② 「CO2など電気以外の価値」の取扱い

- ・ 間接オークションに移行した場合においても、CO2など**電気以外の価値を相対契約と同等に授受できる仕組み**をご検討いただきたい。

### ③ 「相対契約の供給力」の取扱い

- ・ 今後の中長期的な供給力（kW）確保に向けた検討（容メカ等）においては、市場経由の差金決済取引となる**相対契約の供給力（kW価値）も、適切に評価**いただきたい。



## Ⅱ 一般送配電事業者に関する事項

<現状の供給信頼度チェックの概要（H28.4以降）>

- エリア需要想定、および発電機の運転計画や連系線利用計画をもとに、**エリアの需給バランスの把握、調整力必要量の検討**といった供給力面での信頼度チェックを行っている。
- また、同時に、**システムの潮流状況を想定し、平常時の運用方法や故障時の対策も考慮のうえ、系統構成を立案**するといった系統運用面での信頼度チェックを行っている。
- これらの検討を年間・月間・週間・前日の**各断面においてローリング**しながら、当日の周波数調整や系統運用に備えている。

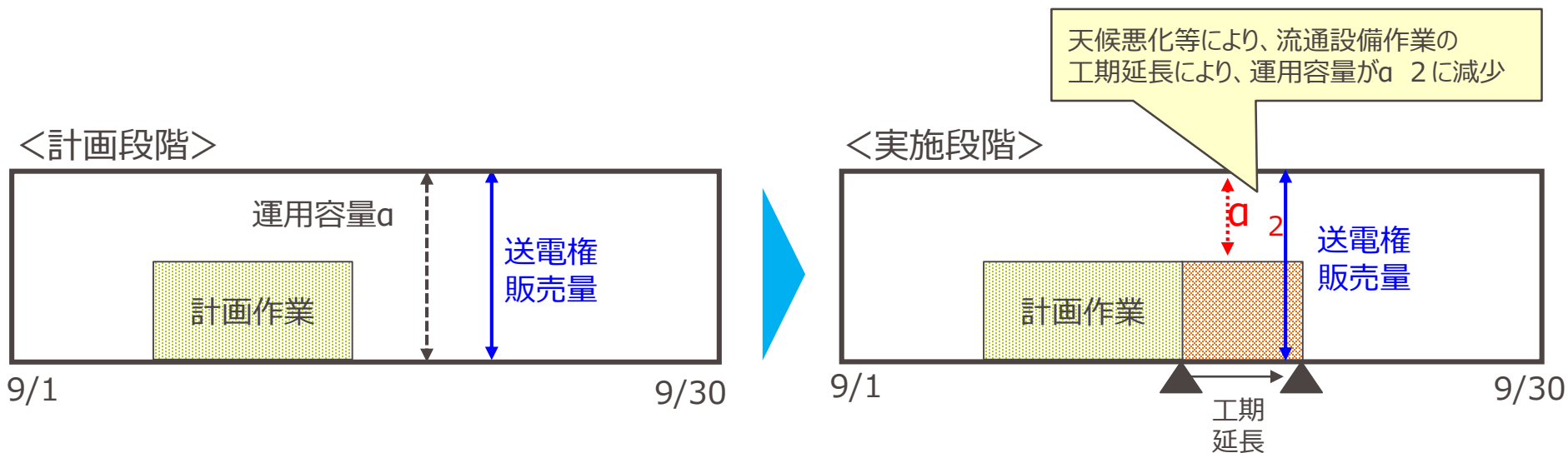
<間接オークション導入後>

- 連系線を跨ぐ発電機の運転計画が確定する**スポット取引の約定後において、エリアの需給バランスや連系線を含むシステムの潮流状況を把握**することとなる。
- **週間断面以前においては、運転計画等不確定要素が現状より増加する状態での信頼度チェック**となる。

- 間接オークション導入後も、**現状と同様のエリアの供給信頼度チェックを行うとすると、連系線の潮流が把握できる仕組みが必要**と考えられる。
- 間接オークション導入により不要となる連系線利用計画や発電販売計画に代わるものとして、例えば、相対契約（差金決済契約等）における2社間の受け渡し情報や、それに係る電源の運転計画等を、週間断面以前において広域機関に提出いただく方法が考えられる。ただし、スポット取引の約定結果により電源の運転計画が変更となるケースもあるため、**週間断面以前の信頼度評価は、不確定要素が現状より増加する状態で行う**こととなる。そのため、今後、広域機関と共に信頼度チェックの方法等についても検討を行ってまいりたい。

### <工期延長に伴う運用容量の減少（例）>

- 天候悪化等による流通設備作業の工期延長や計画外停止等により、運用容量減少期間が延長された場合に、送電権保有者への補償の大きさによっては、無理な工程で作業を行うなど、一般送配電事業者が必要な保全業務を適切に実施できなくなるおそれがある。

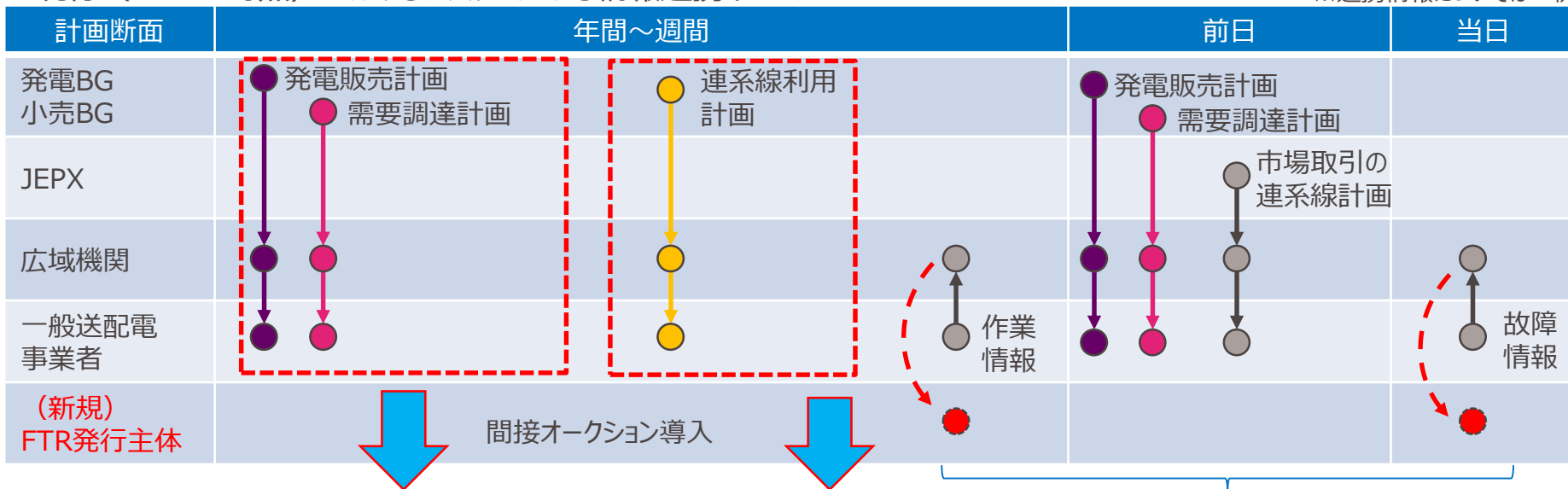


- 間接オークション導入により、一般送配電事業者が必要と考える保全業務（点検、工事等）に制約を与えないよう、今後の詳細設計において、ご配慮をいただきたい。

# 4-3. その他（送配電システムの改修）

## ● 現行（H28.4時点）におけるシステムによる情報連携イメージ

※連携情報については一例



記載事項の変更

- 発電・販売計画：連系線を跨ぐ相対取引が販売先未定となる
- 需要・調達計画：連系線を跨ぐ相対取引が調達先未定となる

廃止

FTR発行主体が取得する連系線に関する情報（空容量等）については、一元管理している広域機関と連携するのが合理的。

代替情報の例

・相対契約（差金決済契約）における2社間の受け渡し情報 など  
 ・相対契約に係る電源の運転計画 など

○ 間接オークション導入に伴い、現在連携している情報のうち不要となるものについて一般送配電事業者システム的大幅な改修は不要と想定している。

○ なお、連系線利用計画等に代わるものとして、新たな情報（例えば、相対契約情報等）を連携する場合は、**広域機関と協調してシステム設計**を行っていきたい。